

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ装置建屋換気空調系冷却装置(B)のグリコール入口配管フランジ部にグリコール液のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	ほう酸水注入系機能検査において、ほう酸水の「通水」状態を示す表示灯が不点灯であることから、当該検査を中断し、現場を確認した結果、「開」状態であるべき流量計検出元弁が「閉」状態であったため、当該弁を「開」操作し、検査を再開及び対応検討	GⅡ	
3	1号機	主発電機固定子冷却系樹脂入口流量調整弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
4	1号機	タービン建屋1階所内ボイラ室の配管敷設用ダクト内に強酸性の水溜まりが認められたため、当該ダクト内を点検・清掃及び対応検討	GⅢ	
5	4号機	タービン建屋換気空調系常用冷却装置用ターボ冷凍機（A）の渦流探傷検査において、凝縮器側チューブ（16本）に管理基準外れが認められたため、当該チューブに閉止栓を取出	GⅢ	
6	5号機	原子炉建屋5階における放射線管理区域の区域区分変更（C区域→B区域）のための除染作業に従事していた協力企業作業員が、当該区域内に他の協力企業作業員（10人）が所定の装備を着用せずに入域していることに気づき、速やかに退域させた。当該箇所状況を再確認したところ、「立入禁止」表示が施されていなかった出入口（1箇所）が認められたため、当該出入口に「立入禁止」表示を施した。 今後、原因を調査及び再発防止対策を検討・実施する。 尚、身体汚染の発生及び当該区域外への汚染の拡大はなかったことを確認した。	GⅡ	
7	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）の定例試験において、空気圧縮機（B）の出口配管にある安全弁に動作不良が認められたため、当該安全弁を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	タービン建屋換気空調系主排風機（C）の逆流防止用ダンパ作動用リンク連結用ボルト（1本）の折損が認められたため、当該ボルトを交換	GⅢ	
9	6号機	原子炉建屋サンプリング装置内流量調整弁（1台）のグランド部より水のリーク（1分間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
10	集中環境施設	補助ボイラ（C）出口排気ガス圧力発信器の計器元弁に動作不良（全開不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
11	その他	発電所構内に設置されている燃料グループ用倉庫への保管物品運搬作業において、当該倉庫天井の照明器具に移動式クレーン先端部が干渉し、照明器具が破損したため、対応検討	GⅡ	